平成２６年（フ）第１５３号
愛知県豊川市行明町小橋202番地
債務者　加藤　公子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　昌史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３１号
愛媛県宇和島市泉町３丁目１番２号
債務者　芝　　和明
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　克字
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１２３３号
名古屋市港区丸池町１丁目１番地の１　丸池荘４棟912号、従前の住所名古屋市中川区丹後町２丁目13番地　大島マンション５－Ｃ号
債務者　鈴木順子こと　堀田　順子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３５号
茨城県水戸市堀町909番地の16　203号、旧住所茨城県水戸市千波町1403番地の８
債務者　瀧田　雅樹
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２４８号
茨城県ひたちなか市新光町23番地　県営ひたちなかアパート３棟２－１号
債務者　村井　　崇
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１４５８号
横浜市戸塚区深谷町25番地　845号
債務者　堀　　哲夫
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４５９号
横浜市戸塚区深谷町25番地　845号
債務者　堀　美智子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０号
熊本市西区春日１丁目14番３―3103号　ザ・熊本タワー、申立時の住所熊本市西区春日２丁目１番８号　シンコー熊本駅前スカイマンションⅠ605号
債務者　花口　年伸
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷浩二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１５号
愛媛県八幡浜市1466番地19
債務者　西岡　葉子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第１２５４号
名古屋市守山区廿軒家16番９号、従前の住所名古屋市中区新栄２丁目25番３号　薬師寺ビルヂング1002号
債務者　伊藤　薫子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４３２号
神奈川県綾瀬市深谷中３丁目６番３号　プライムガーデンあやせ
債務者　服部　　潔
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛笥　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５９７号
福岡市博多区博多駅東１－３－17－402
破産者　カトルセゾングループ株式会社
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６８１号
佐賀市本庄町大字本庄153番地１　コーポ岩永Ⅲ106、申立時の住所福岡県筑紫郡那珂川町後野１丁目３番７号
破産者　近藤真由美（旧姓箕原）
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５０４号
福岡市博多区住吉２丁目19番22―607号
破産者　宮脇　　正
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９号
千葉県安房郡鋸南町竜島188番地の10
破産者　杉井とよ子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１０号
千葉県安房郡鋸南町竜島188番地の10
破産者　杉井　美香
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第１６６７号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗965―１
破産者　株式会社マキシムジャパン
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部